

インターンシップに関する在留資格等



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

現在の状況	報酬	従事する時間・期間	必要な手続・在留資格
在留資格「留学」又は「特定活動（継続就職活動・就職内定者）」をもって本邦に在留中	あり	1週につき 28時間以内	資格外活動許可（包括許可） 対象者・提出書類等については こちら
		1週につき 28時間超	資格外活動許可（個別許可） 対象者・提出書類等については こちら
	なし	—	資格外活動許可を 受けることなく活動可能
海外の大学に在籍中	あり	1年を 超えない期間	特定活動（告示9号） 対象者・提出書類等については こちら ガイドラインについては こちら
		なし	90日以上
	90日以内		短期滞在 ※詳細は外務省・在外公館にお問い合わせください